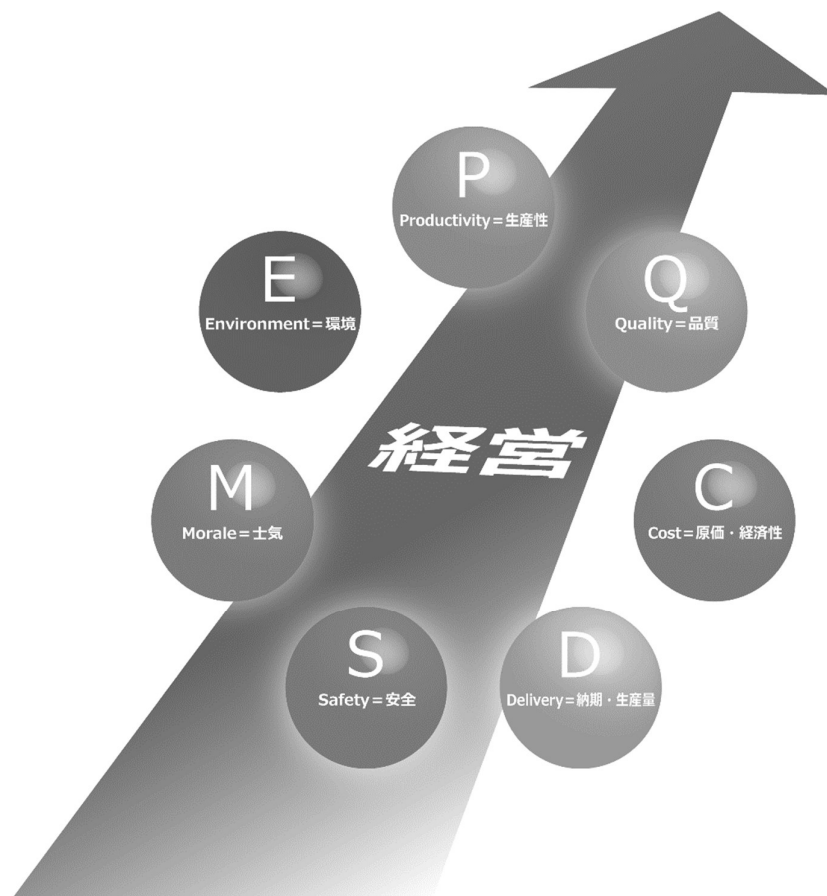


令和8年度 第99回
全国安全週間

「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」



「安全経営あいち®」及び「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴは、愛知労働局の登録商標です。

- 安全経営あいち：名称（登録番号第 6662349 号）、ロゴ（登録番号第 6662347 号）
- あいち安全経営本舗：名称（登録番号第 6662350 号）、ロゴ（登録番号第 6662348 号）



● 愛知労働局及び管下労働基準監督署は、「安全経営あいち®」の推進に当たり、「あいち安全経営本舗®」の名称・ロゴを使用して参ります。

令和8年度 第99回 全国安全週間

目次

■ 第99回 全国安全週間を迎えるにあたって／愛知労働局長 小林 洋子	3
■ 令和8年度 全国安全週間実施要綱	4
■ 令和7年 愛知の労働災害発生状況	6
1 労働災害による死傷者の発生状況	6
2 死亡災害の発生状況	7
3 高齢労働者における労働災害発生状況等	8
4 外国人労働者における労働災害発生状況等	9
■ 安全衛生に関するトピックスのご案内	10
● 「高齢者の労働災害防止のための指針」が定められました	10
● 外国人労働者の労働災害防止のために	10
● 「特定自主検査基準」が制定されました	10
● 職場における熱中症対策が強化されました	11
● 熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	11
● 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重症）を防止しましょう	11
● 個人事業者等に対する安全衛生対策が見直されました	12
● 職場のメンタルヘルス対策が強化されます	12
● 「治療と就業の両立支援指針」が定められました	12
■ 安全経営あいち [®] リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。	13
■ 安全経営あいち賛同事業場制度概要	14
■ 異業種交流のご案内	15
● 愛知産業安全大会 「ライブアンケートからひも解く安全衛生のいま」	15
● 産業保健ラウンドテーブル Vol.2	15
● 安全経営あいち推進大会 Season2 -Ep2-	15

第 99 回 全国安全週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 小林 洋子

令和 8 年度の全国安全週間は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」をスローガンに、6 月 1 日から 30 日までを準備期間として、7 月 1 日から 7 日までの間、全国で一斉に展開されます。

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、産業界における自主的な労働災害防止活動の推進を目的として、一度も中断することなく続けられ、本年度で第 99 回を迎えます。この間、産業安全に関係する皆様方のご尽力により安全水準は着実に向上してきましたが、なお多くの労働災害は発生しています。

愛知県における令和 7 年の労働災害発生状況は、死亡者数 30 人と前年より 4 人（11.8%）減少し、休業 4 日以上之死傷者数も 7,852 人と 6 年ぶりに前年より減少しております（295 人（3.6%）減少）。

また、休業 4 日以上之死傷災害については特に転倒災害や腰痛災害など、作業行動に起因する災害が多くを占め、その対応が重要となっています。

さらに、近年では、高年齢労働者や外国人労働者など、働く人の属性が一層多様化しており、更なる安全衛生管理の推進が求められています。

第 14 次労働災害防止推進計画では、「安全経営あいち[®]」の理念のもと、働く方々が安全と安心を確保された環境の中で、やりがいや生きがいをもてる社会の実現を目指しています。安心して働ける環境は、女性や高齢者、外国人、障害のある方を含む多様な人材が、自らの役割を果たし、能力を十分に発揮するための基盤となります。そのため、経営トップが主体となって安全衛生管理を経営課題として捉え、現場の実態を的確に把握し、リスクアセスメントを行うことで、多様な人材が安全に働くことができる環境を整え、安心して能力を発揮できる職場づくりを目指すことが重要です。

また、この「安全経営あいち[®]」の理念は、安全の確保だけでなく、生産性や品質の向上を含めた企業価値の向上につながり、持続的な成長を実現するものであると期待されます。

この理念をより多くの事業者の皆様にご理解いただくため、愛知労働局では、引き続き「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用をさらに進めて「安全経営あいち[®]」の拡張・深化を図ってまいります。

事業場の皆様におかれましては、全国安全週間を契機として、自律的でポジティブな安全衛生管理に向け、全ての労働者が安全に働くことができる職場環境づくりをより一層進めていただきますようお願いいたします。

令和8年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続している。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、死亡災害については、墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和8年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主 唱 者、協 賛 者 の 実 施 事 項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協 力 者 へ の 依 頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実 施 者 が 準 備 期 間 中 及 び 全 国 安 全 週 間 に 実 施 す る 事 項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資

料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信

- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実 施 者 が 継 続 的 に 実 施 す る 事 項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

① 安全衛生管理体制の確立

- ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
- イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
- エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施

③ 自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化

④ リスクアセスメントの実施

- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進

⑤ その他の取組

- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイト（いわゆるスポットワーク含む）の労働者への安全衛生教育の徹底

② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- オ トラックの逸走防止措置の実施
- カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

③ 建設業における労働災害防止対策

- ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
- ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

④ 製造業における労働災害防止対策

- ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供

⑤ 林業の労働災害防止対策

- ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
- イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

- ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
- イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
- エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
- オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
- カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

② 高齢者に対する労働災害防止対策

- 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施

③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策

- 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策

- 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化

⑤ 特定自主検査の適正な実施

- ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
- イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
- ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施

⑥ 交通労働災害防止対策

- ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
- イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

⑦ 熱中症予防対策

- ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
- ウ 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと

⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策

- ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
- イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ウ その他、個人事業者等が上記10(1)～10(3)⑦に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

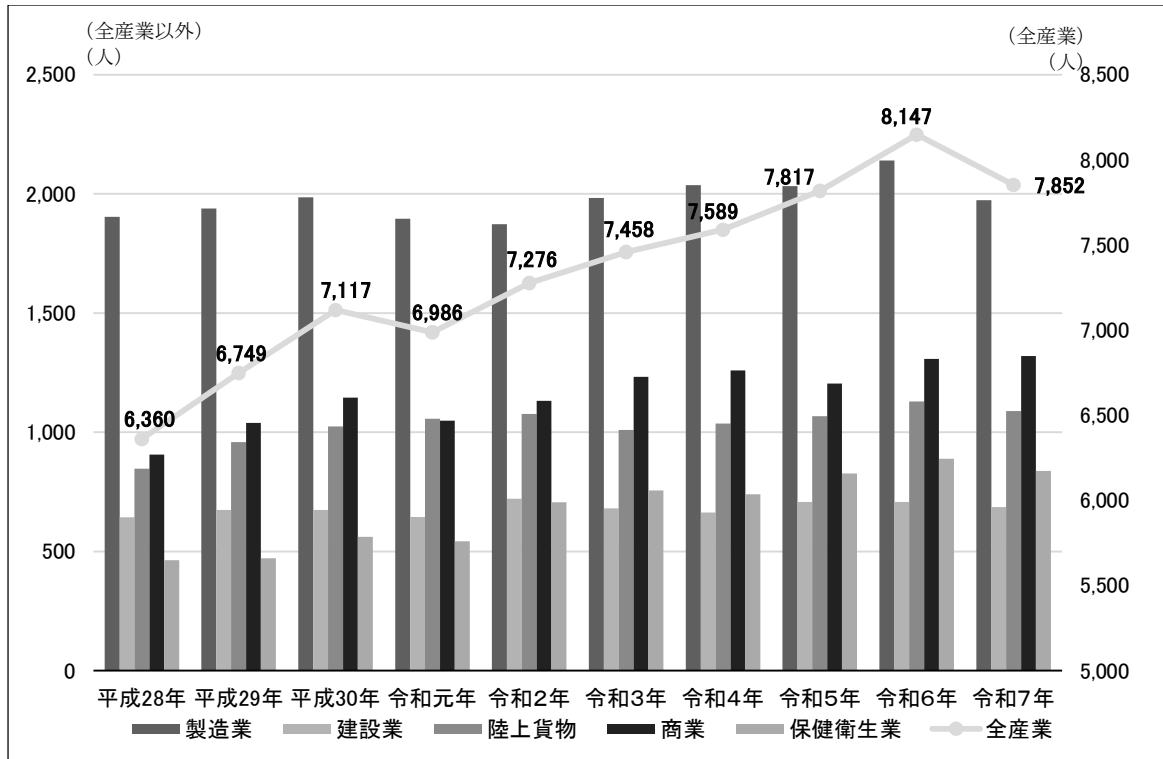
令和7年 愛知の労働災害発生状況

愛知労働局

1 労働災害による死傷者の発生状況

愛知県内における労働災害による死傷者数は、令和元年に一旦減少したものの再び増加傾向にある。令和7年の愛知県内における労働災害による死傷者数（死亡・休業4日以上、以下同じ。）は7,852人で、対前年比295人（3.6%）の減少となっている。

※新型コロナウイルス感染症を除く



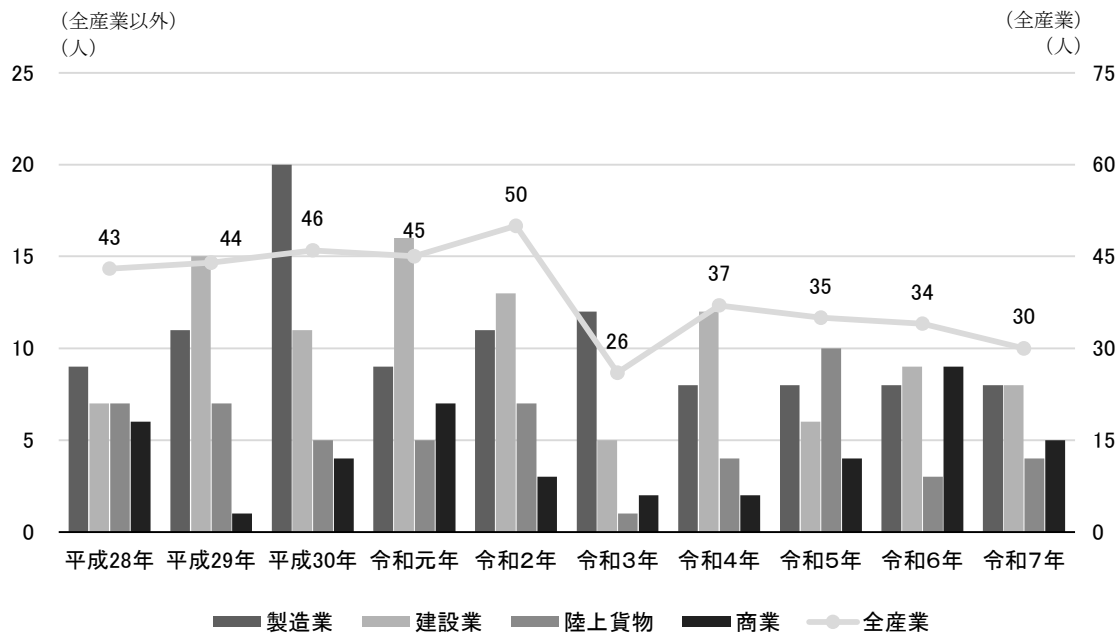
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
製造業	1,904	1,938	1,986	1,895	1,872	1,983	2,036	2,033	2,140	1,973
建設業	643	674	673	645	720	681	663	708	708	686
陸上貨物	847	959	1,024	1,056	1,076	1,009	1,037	1,067	1,129	1,088
商業	906	1,040	1,145	1,048	1,131	1,232	1,259	1,204	1,307	1,320
保健衛生業	463	472	561	542	706	756	739	828	888	837
全産業	6,360	6,749	7,117	6,986	7,276	7,458	7,589	7,817	8,147	7,852

1-1 事故の型の発生状況

全産業における事故の型別の発生状況を見ると、「転倒」が2,003人（25.5%）、「墜落・転落」が1,230人（15.7%）、「動作の反動・無理な動作」が1,118人（14.2%）、「はさまれ・巻き込まれ」が882人（11.2%）と4つの型で全体の66.6%を占めている。

2 死亡災害の発生状況

令和7年の愛知県内における死亡者数は30人で、対前年比4人の減少となった。



	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
製造業	9	11	20	9	11	12	8	8	8	8
建設業	7	15	11	16	13	5	12	6	9	8
陸上貨物	7	7	5	5	7	1	4	10	3	4
商業	6	1	4	7	3	2	2	4	9	5
全産業	43	44	46	45	50	26	37	35	34	30

2-1 死亡災害の概況

令和7年は、令和6年より4人の減少となった。

令和7年の死亡災害について、令和6年と業種別で比較すると、陸上貨物運送事業が3人から4人と増加したが、製造業は8人と昨年と同数となり、建設業が9人から8人、商業が9人から5人へ減少した。

製造業と建設業（災害件数上位2業種）で死亡災害の半数以上を占めている。

2-2 事故の型別の発生状況

令和7年の死亡災害を事故の型別でみると、「交通事故（道路）」8人、「墜落・転落」6人、「はさまれ・巻き込まれ」6人であった。

この3つの型で66.7%を占めている。

2-3 年齢別の発生状況

令和7年の死亡災害を被災者の年齢別にみると、20歳未満は1人、20歳代で2人、30歳代で2人、40歳代で4人、50歳代で6人、60歳代以上で15人発生している。

50歳以上の中高年齢労働者で67.6%、60歳以上の高齢労働者で55.9%を占めている。

2-4 経験年数別の発生状況

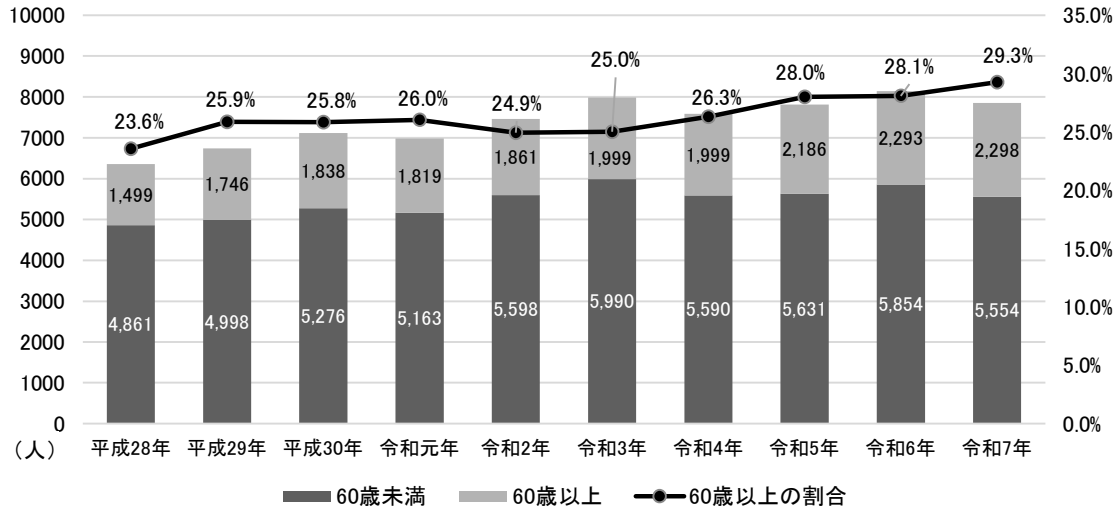
令和7年の死亡災害を被災者の経験年数別にみると、1年未満が3人、1年以上5年未満が4人、5年以上10年未満が7人、10年以上15年未満が3人、15年以上20年未満が3人、20年以上が7人であった。経験年数10年以上が43.3%を占めている。

3 高齢労働者における労働災害発生状況等

3-1 労働災害発生状況の推移

死傷災害に増加傾向がみられる 60 歳以上の高齢労働者の死傷災害の発生状況を見ると、令和 6 年は 2,298 件となっており、全体の 29.3%を占めていて、60 歳以上の災害発生件数自体に減少傾向は見られていない。特に平成 29 年を境に災害発生件数も割合も増加している。

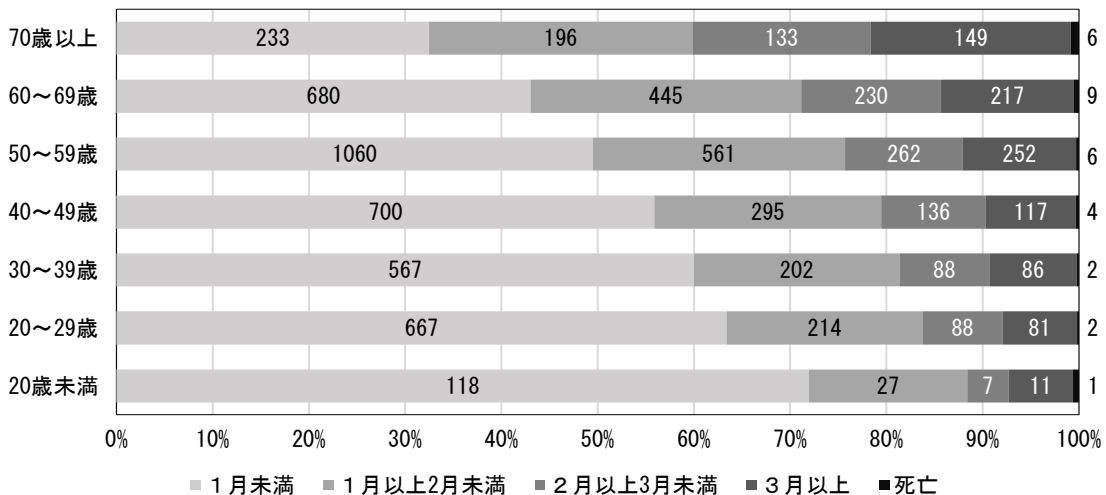
高齢労働者の労働災害発生状況の推移



3-2 年齢別休業期間

令和 7 年における被災労働者の年齢別休業見込み期間は以下のとおりであった。年齢が上がるとともに、休業期間が長くなる傾向が見られ、60 歳以上の高齢労働者においては、休業 1 月以上の割合は 60.3%となっている。

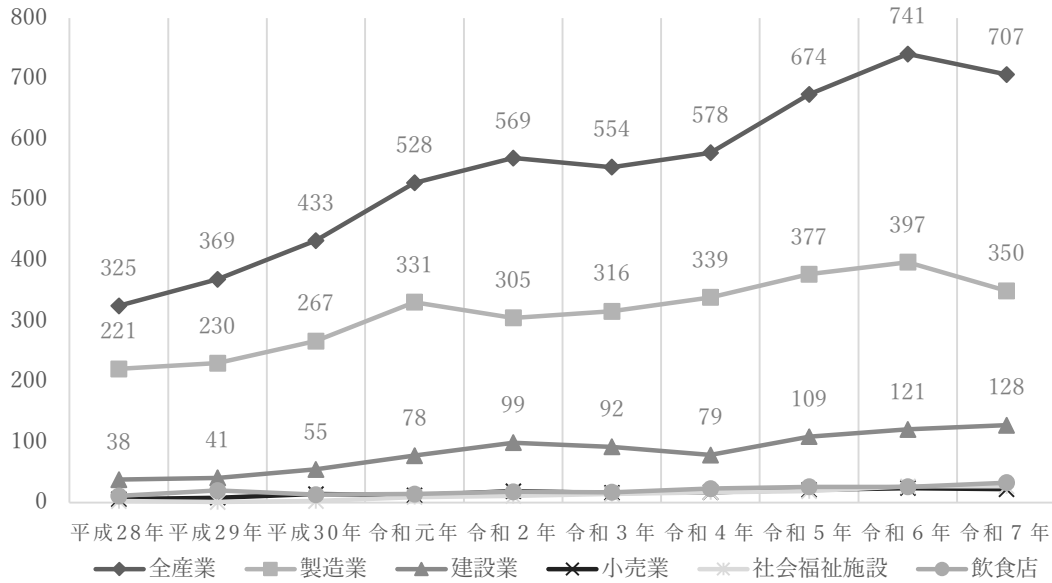
年齢別休業見込み期間の割合（令和 7 年）



4 外国人労働者における労働災害発生状況等

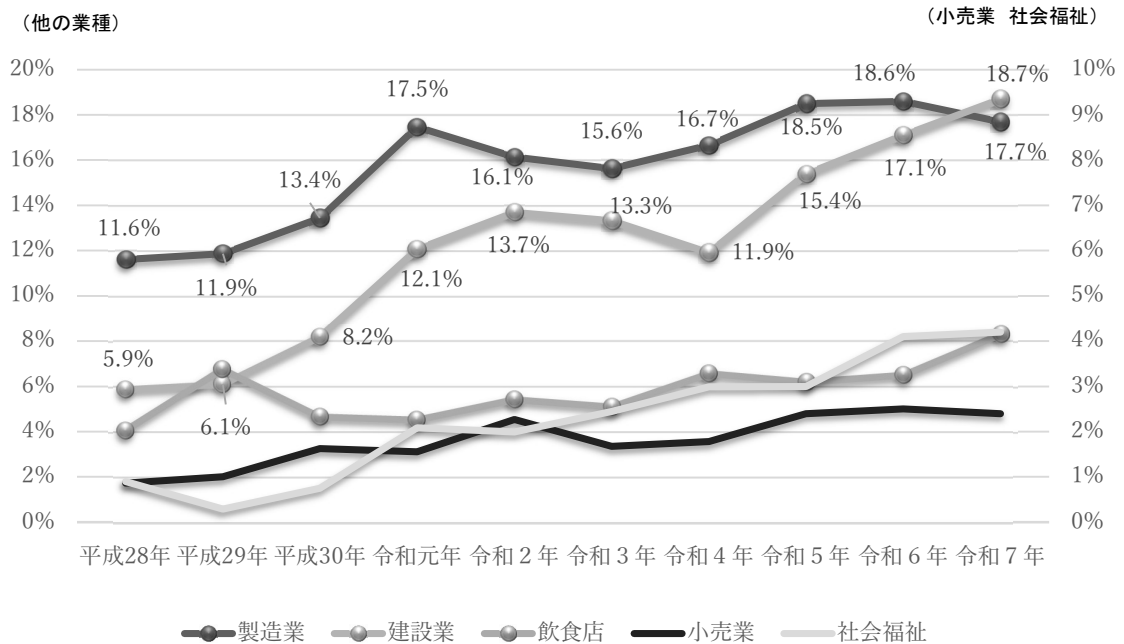
4-1 業種別発生状況の推移

令和7年の外国人労働者の死傷者数は707人となっており、平成28年と比べ、382人(117.5%)増加した。特に製造業での件数が多く、また建設業では増加傾向にある。



4-2 労働災害のうち外国人の割合の推移

労働災害による死傷者数のうち外国人労働者が占める割合は、令和7年では、全体の9.0%(平成28年:5.1%)を占めている。また、製造業では17.7%を占めており、平成28年と比べると58.4%増加した。



「高年齢者の労働災害防止のための指針」が定められました（労働安全衛生法が一部改正）
（令和7年4月16日公布（令和8年2月10日指針公示）／令和8年4月1日施行）

- 60歳以上の高年齢労働者による労働災害が近年増加傾向にあります。高年齢労働者の労働災害を防止するため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善や作業管理等の措置を講ずることが事業者の**努力義務**となりました。労使が協力して、積極的に高年齢者の労働災害防止対策に取り組むことが重要です。

指針のポイント

◎ **事業者が講ずべき措置**

高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に積極的に取り組む。

● 安全衛生管理体制の確立等

・経営トップによる方針表明及び体制整備、安全衛生委員会等における調査審議等

・危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

⇒ リストアセスメントの結果を踏まえ、以下を参考に優先順位の高いものから取り組む事項を決める。

● 職場環境の改善（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、作業内容の見直し）

● 高年齢者の健康や体力の状況の把握（健闘診断、体力チェック等）

等



- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/newpage_00010.html

◎ **エイジフレンドリー補助金**

中小企業事業者に対し、高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助する制度です。

詳細はこちら⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html



外国人労働者の労働災害防止のために

- 近年の外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者による労働災害が増加傾向にあります。事業者は、外国人労働者に安全衛生教育や労働災害防止対策の内容を理解してもらうように取り組む等、外国人労働者の安全衛生管理を適切に実施することが重要です。

安全衛生
教育資料

● マンガでわかる働く人の安全と健康

● 建設業に従事する外国人労働者向け教材

● 農業に従事する外国人労働者向け教材

● 漁業（漁船、養殖業）に従事する外国人労働者向け教材

● 造船・船用工業に従事する外国人労働者向け教材

〔 上記教材は英語、インドネシア語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、モンゴル語、タイ語、カンボジア語、ネパール語、ミャンマー語に対応 〕



- 安全衛生教育資料等については、厚生労働省ホームページ「外国人労働者の安全衛生対策について」から、ダウンロードしていただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

「特定自主検査基準」が制定されました

（令和7年12月18日ほか告示／令和8年1月1日施行）

- 令和8年1月から、高所作業車、車両系建設機械、フォークリフト、不整地運搬車、動力プレスにかかる「特定自主検査基準」が施行されました。
- この改正により、特定自主検査はこの基準に従って行わなければならないとなりました。なお、この検査基準に違反した検査業者に対して、厚生労働大臣や労働局が改善命令や検査業者の登録取消、特定自主検査業務の停止を命じることができます。
- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/tokuteijishukennsakaisei.html>



職場における熱中症対策が強化されました（労働安全衛生規則が一部改正）

（令和7年4月16日公布／令和7年6月1日施行）

- 熱中症による死亡・重篤災害防止のため、熱中症のおそれがある場合に、迅速な対処が可能となるよう、事業者に対して以下の1および2の事項（「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係労働者への周知」）が**義務付け**られました。
- また、令和8年3月に、「**職場における熱中症防止のためのガイドライン**」が策定され、熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法が示されました。事業者はその業種・業態に応じて、適切に選択して取り組むことが重要です。

指針のポイント

◎ 事業者が実施する事項

1. 熱中症によるリスクを把握・評価すること

- 熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性の特定

①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服や保護具、
④身体作業負荷の大きい作業

- WBGT 値の把握

※日本産業規格 JIS Z 8504 等に適合した WBGT 指数計で測定することが基本です。

- 熱中症リスクの評価・検討

・実測した WBGT 値の補正を行い、熱中症リスクを見積もる。
・WBGT 値の低減等の熱中症予防対策を、事業場の実情を踏まえて検討する。

2. 熱中症リスクの評価結果に基づき、実施することが適切な対策を選択し実施すること

- 各種管理者の選任や作業計画の策定等の労働衛生管理体制の確立
- WBGT 値の低減や休憩場所の整備といった作業環境管理
- 作業中の巡視や作業時間の短縮等の作業管理 等



ポータルサイト



ガイドライン等

- 厚生労働省の各種ページにて、詳細をお伝えしています。

- ・ 職場における熱中症ポータルサイト <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- ・ 職場における熱中症防止のためのガイドライン https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71721.html

熱中症を防ごう！ ～STOP！熱中症 クールワークキャンペーン～



- 厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。愛知労働局は、これに合わせパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。

- 令和7年、愛知労働局管内では119件の熱中症が発生しました。熱中症の発生はWBGT（暑さ指数）と明確に関連しており、予防についても一定の科学的アプローチが可能です。

- 愛知労働局ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/nettyusho.html



労働者の転倒災害（業務中の転倒による重症）を防止しましょう

- 転倒災害は労働災害の中で最も多く発生しており、増加傾向が続いています。身体機能の低下を一因に、高齢の労働者を中心に転倒災害の増加が見られ、特に中高年齢の女性労働者の中には骨折等により長期休業になる方も増えています。

- 事業者は、労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります。リーフレット等を活用して、転倒災害の原因や転倒リスク・転倒による負傷リスクを検討し、適切な対策により被害の防止・軽減に取り組みましょう。

- リーフレット等は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>



個人事業者等に対する安全衛生対策が見直されました（労働安全衛生法等が一部改正）
（令和7年5月14日公布／令和7年5月14日等から順次施行）

- 個人事業者等の位置づけや安全衛生対策が見直され、令和7年5月14日に公布された改正労働安全衛生法において、**注文者や個人事業者等自身**が講ずべき各種措置が定められました。

R7.5.14 施行	労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文時の施工方法や工期等に対する配慮規定について、建設工事以外の注文者にも適用されることが明確化されました。
R8.4.1 施行	建設業、造船業及び製造業（以下、建設業等。）の混在作業場所における作業間の連絡調整や、機械等貸与者及び建築物等貸与者が講ずべき措置の対象に、労働者と同じ場所で働く個人事業者等も追加されました。
R9.1.1 施行	個人事業者等の業務上災害が発生した場合や、労働安全衛生関係法令に違反する事実があった場合に、厚生労働省に報告する制度が創設されます。
R9.4.1 施行	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者と同じ場所で作業を行う個人事業者等に対して、以下の措置が義務化されます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 構造規格又は安全装置を具備しない機械等の使用禁止 ② 車両系建設機械や移動式クレーン等を対象とする定期自主検査等の実施 ③ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 ● 建設業等以外の業種における混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）について、作業場所管理事業者による作業間の連絡調整等が義務付けられます。

- 厚生労働省ホームページにて、詳細をお伝えしています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzensei03_00004.html



職場のメンタルヘルス対策が強化されます（労働安全衛生法等が一部改正）
（令和7年5月14日公布／公布後3年以内に政令で定める日から施行）



- 今まで努力義務とされていた労働者数 50 人未満の事業場についても、ストレスチェック等が**義務付け**られます。
- 労働者数 50 人未満の事業場におけるストレスチェックの円滑な実施のため、厚生労働省は「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を作成しています。ぜひご活用ください。
- 厚生労働省ホームページにて、詳細をお伝えしています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70761.html



「治療と就業の両立支援指針」が定められました（労働施策総合推進法が一部改正）
（令和7年6月11日公布（令和8年2月10日指針公示）／令和8年4月1日施行）



- 高齢者の就労の増加や医療技術の進歩といった背景から、病気を治療しながら仕事をする労働者は年々増加しています。こうした状況を踏まえ、労働施策総合推進法が改正され、職場における治療と就業の両立を支援する取組が、事業者の**努力義務**となりました。
- 相談窓口や社内制度の整備、対応手順の整理等、労働者本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境の整備や、必要な就業上の調整・配慮を行っていくことが重要です。
- 厚生労働省ホームページにて、詳細をお伝えしています。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

◎ **団体経由産業保健活動推進助成金**

中小企業や事業主団体等を通じて、治療と仕事の両立支援を含む中小企業等の産業保健活動の支援を行う制度です。

詳細はこちら⇒ <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>



危なさとお向き合おう

「安全」は、国際的に『許容できないリスクがないこと』（ISO / IEC ガイド51：2014）と定義されています。これを実現するためには、「リスク」すなわち「危なさ」をひとつおり調べて層別、整理することが必要です。その上で、許容できない「危なさ」については、対策を講じて度合いを下げ、なお残留する「危なさ」は、付き合わざるを得ないことを承知して、管理下に置くべきです。愛知労働局では、このように、危なさとお向きあうことを提唱し、危なさを調べ、整理するための最も合理的なツールとして「リスクアセスメント」の普及、促進を図ってきました。

「リスクアセスメント」による調査の一体化

「リスクアセスメント」は、「危なさ」の根源である「危険源（ハザード）」と「作業者」の関わりを合理的に調べる手段です。その過程で、作業者がどのような作業をしているかを調べることとなります。職場には、不具合処理の作業など、現実には作業者しか知らない作業が多くあります。それらは言い換えれば管理されていない作業であり、作業手順なども十分検討されたことがないものがほとんどです。またそれら管理されていない作業の際に、労働災害発生リスクが高まる場合が多く、さらに同じタイミングで、生産性低下、不良発生、環境負荷の高まりなどが起こっていると考えられます。

リスクアセスメントは、突き詰めると、現場の実態を把握するためのツールと言えます。生産性管理、品質管理、環境管理など、いずれを進める上でも現場の実態把握は欠かせません。そして現場はひとつしかないのですから、実態把握の調査も一体化されるべきです。リスクアセスメントは、これら現場の調査を一体化できるツールです。

安全経営あいちへ

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできます。安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法、「安全経営あいち」にご賛同ください。

経営者に必要な視点として、いわゆるPQCDSMEの7つがあり、これらはどれ一つも欠かすことはできず、逆にどれかひとつだけを重視することもできません。

一方、安全と、生産性・品質・原価・納期等は、互いにトレードオフの関係にあるとする根強い誤解があります。

リスクアセスメントを通じて現場の実態を把握し、管理向上させることは、安全性の向上はもとより、生産性、品質、原価、納期、士気、環境を同時に向上させること、さらには企業価値をも向上させることに繋がります。

安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に、戦略的に管理する経営手法が、「安全経営あいち®」です。





安全経営あいち 賛同事業場制度 概要

目的

- 「安全経営あいち®」の普及促進に賛同いただける事業場に対し、「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用できるようにします。
- 「安全経営あいち®」の名称・ロゴを使用することで、「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢とを、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。

賛同の要件

- 愛知県内の事業場であること。
 - 「安全経営あいち®」の趣旨に賛同し、労働局・労働基準監督署の関連する活動に協力いただけること。
 - 愛知労働局又は、管下労働基準監督署が実施する「リスクアセスメント出前講座」又は「リスクアセスメント集団指導」に出席していること。
- なお、過去に「愛知労働局リスクアセスメント推進事業場宣言制度」に基づく宣言を行っている事業場は、管轄の労働基準監督署にお申し出いただければ、賛同の要件を満たしたものとしてお取り扱い致します。

賛同の方法

- 挟み込みの申請書に事業場の代表者自らが署名し、管轄の労働基準監督署を通じて愛知労働局へ提出いただけます。
- 審査の上、「安全経営あいち®」賛同事業場として登録した事業場に対し、登録証及びロゴのデータ等を交付します。
- 承諾いただける場合には、事業場名等を愛知労働局ホームページで公開します。

リスクアセスメント出前講座

愛知労働局及び管下労働基準監督署では、管内事業場へのリスクアセスメント等の普及促進を図るため、「**リスクアセスメント出前講座**」を行います。

- **集団受講**： 90分程度の講座です。会場、マイク、プロジェクター、スクリーン等をご準備いただき、講師が出向いて説明を行います。
- **WEB版**： お申込みいただいた事業場に、専用サイトのURL通知します。YouTubeで説明動画をご覧ください。



◀ 安全経営あいち® の解説はこちら。



◀ 「リスクアセスメント出前講座」の詳細はこちら。



安全経営あいち®
リスクアセスメントを正しいPQCDSEMRでつづける。

◀ 詳細はこちら。

異業種交流のご案内 愛知労働局

愛知産業安全衛生大会



ライブアンケートからひも解く
安全衛生のいま



日	時	2026年7月7日(火) 12:30~16:40	
会	場	岡谷鋼機名古屋公会堂大ホール 名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番3号	
参	加	費	無料
内	容	ライブアンケートから安全衛生の「いま」に迫ります	
共	催	愛知労働基準協会、あいち安全経営本舗	

愛知労働局 HP で詳細をお伝えしています。



産業保健ラウンドテーブル Vol.3

産業保健ラウンドテーブルは、産業保健の業務に従事する参加者の方がそれぞれが優劣のない平等な立場で意見や情報を交わし、交流を深めるための場です。

日	時	2026年9月29日(火) 13:30~15:30	
会	場	ウイंकあいち 5階小ホール1 名古屋市中村区名駅4丁目4番38号	
参	加	費	無料
内	容	(予定)	・意見・情報交換 ・フリータイム など
共	催	愛知労働基準協会、あいち安全経営本舗	

愛知労働局 HP で詳細をお伝えしています。



安全経営あいち推進大会 Season2 -Ep2-

就業構造の変化、技術向上など企業が抱える課題に対して、品質などと同様に安全も「マネジメント」の取組みを通じて、多様化する人材や技能・ノウハウの継承へつなげることができる手がかりを手に入れていただくイベントです。

日	時	2027年1月27日(水) 13:30~15:30	
会	場	日本特殊陶業市民会館フォレストホール 名古屋市中区金山一丁目5番1号	
参	加	費	無料
内	容	(予定)	・事例発表 ・異業種交流「スペシャル対談」 など

愛知労働局 HP で詳細をお伝えしています。





垣根のない安全衛生行政へ